

(コラム2)

【死後の手続き書類集め】 どの書類を何通集めておけば良い？



三大書類である、戸籍謄本・印鑑証明・住民票の写しは、あらゆる手続きに使用するもの。しかし、手続きごとに何通も取得するのでは、時間も手間もお金もかかってしまいます。

初めに取得しておく目安をまとめましたので、どの書類を何通集めておけば良いか事前に確認して、手続きをスムーズに進めましょう。

相続人の戸籍謄本・被相続人の除籍謄本【2通】

戸籍謄本	
本籍 氏名	
戸籍事項	
<small>戸籍に記録されている者</small>	
身分事項	
出生	
婚姻	

発行番号 00000000000000000000

令和00年00月00日

市長 〇〇 〇〇 印

戸籍謄本や除籍謄本は、コピーでの代用が可能であることも多く、原本提出を求められる場合でも、確認後に返却されることがほとんどです。

しかし、死後の手続きでは、並行して進めなければならないものもあります。戸籍謄本・除籍謄本それぞれ、念のために2通ずつ取得しておく心安心です。

相続人の印鑑証明【4通】

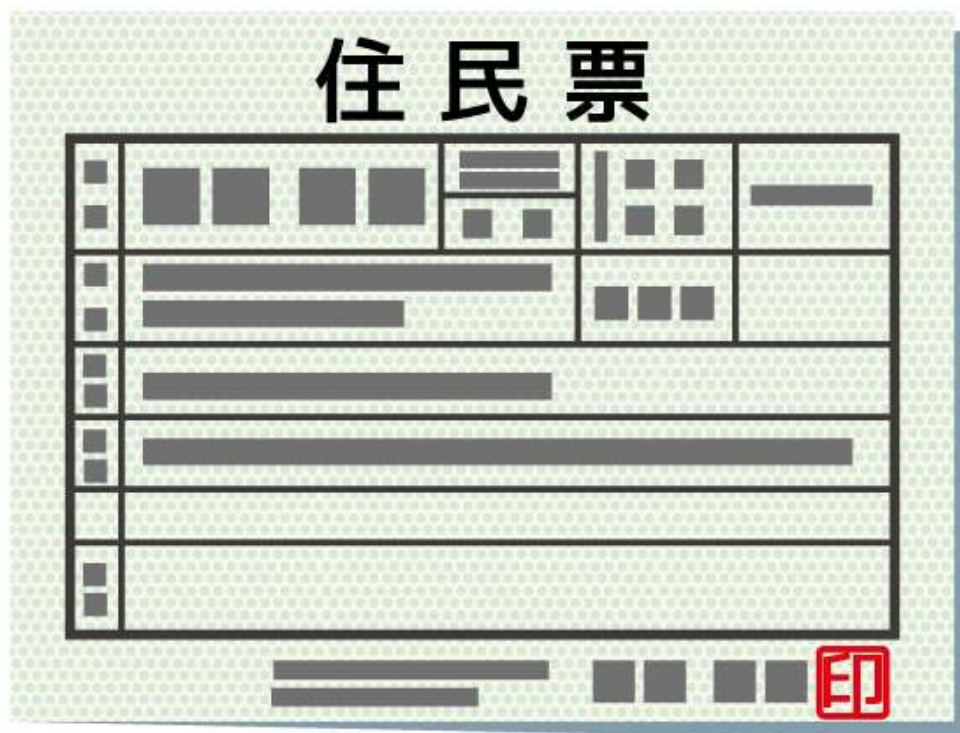


遺言書がなく、遺産分割協議の内容をもとに手続きを進める場合、印鑑証明もあらゆる手続きで必要となります。

印鑑証明は、戸籍謄本と異なり、コピーでの代用が基本的には認められません。

最大3つの手続きを並行して行うことを想定し、1通は予備用として、全部で4通取得しておきましょう。

相続人の住民票の写し【2通】



住民票を使用するのは、相続登録や未支給年金の請求など、限られた手続きのみとなります。

また、戸籍謄本と同様、手続きを終えた際に返却されることも多くあります。

しかし、基本的に住民票の写しはコピーでの代用が認められていないため、2通用意しておくとし手続きをスムーズに進めることができます。

後から追加でもらうのは手間がかかりますので、最初にまとめて取っておくようにしましょう。

お気軽にご相談ください



大和田税理士事務所では、相続税に関するご相談を受け付けております。

「相続財産への課税が心配」「調べてみてもよく分からない」「身内に頼れる人がいない……」
などお悩みをお持ちの方は、ぜひ当事務所にご相談ください。